

【論文14】

「釈尊のサンガ」論

森 章司

【0】はじめに

[1] 本論文は【論文13】の続篇である。さらに【論文13】は、その「はじめに」に書いたように、他の機関誌に掲載した「釈尊のサンガは存在したかー現前サンガと四方サンガ序説ー」（福田亮成博士古稀記念『密教理趣の宇宙』智山学報第56輯 智山勸学会 平成19年3月）と、「『現前サンガ』と『四方サンガ』」（『東洋学論叢』第32号 東洋大学文学部 平成19年3月）という二つの論文を承けたものである。したがってこれ以後これらに言及する場合は、順次「論文13」「第1論文」「第2論文」と称することにする。

要するに本論文を含めて、これら合計4つの論文はすべて関連しあっていて、本来は一つの大きな論文に仕上げるべきであったものが、諸般の事情によってこのような形になってしまったのである。

1冊の雑誌に、同じ著者が、同じような主題の、2つの独立した論文を掲載するという奇妙な形になったのも、このような経過によるものであって、これら2つの論文を1つにまとめるよい工夫が浮かばなかったまでのことである。

[2] しかし本論文が、前の3つの論文と大きく異なる部分も存する。それは先の3つの論文は主にパーリの原始仏教聖典を材料に、厳密な文献学的方法論にのっとり調査し、執筆したものであるに対して、本論文はほとんど全編が推論によっていることである。

というのは、これに先立つ3つの論文は、釈尊在世当時のインド各地に散らばっていたすべての仏教の出家修行者、すなわち比丘・比丘尼たちと、彼らによって構成されていたたくさんのお一人お一人の「サンガ」を統合する、何らかの形で組織化された「釈尊のサンガ」というべきものが存在しなければならないはずであるということと、それが俗にいわゆる「四方サンガ」や、あるいは「仏を上首とする比丘サンガ」に相当するのではないかということ調査・考察したものであり、その結論としてはこれらは「釈尊のサンガ」には相当しないということが明らかになったけれども、状況証拠的には存在したはずであるということがますます強くなったので、本論文では、それではその存在したはずの「釈尊のサンガ」というべきものが、このようなものであったに違いないということを論述せんとしたものであるからである。

[2-1] 繰り返しになるが、今までの3つの論文において掲げた、上記のような「釈尊のサンガ」が存在しなければならない状況証拠というのは次のようなことである。

- (1) 提婆達多が釈尊に讒れと要求した「サンガ」は、「論文13」に書いたような「仏を上首とするサンガ」ではなく、もちろん「仏弟子を上首とする個々のサンガ」でもなく、「釈尊のサンガ」のようなものであったに相違ないこと。
- (2) 阿難がまさに涅槃されようとする釈尊に「サンガ」への指示を期待した「サンガ」

は、これまた先のような「サンガ」ではなく、「釈尊のサンガ」のようなものであったに相違ないこと。

- (3) 「十衆白四羯磨」あるいは特例として「五衆白四羯磨」によって入団を許すのは個々の「サンガ」であるが、これによって比丘あるいは比丘尼となった者が、全世界のどのサンガにおいてもその権利が保証されるためには、個々の「サンガ」を包括した「釈尊のサンガ」のようなものがなければならないこと。
 - (4) 「波羅夷罪」によって罪を犯した者を放逐するのは個々の「サンガ」であるが、これによって比丘あるいは比丘尼の権利を剥奪された者に対して、全世界のどのサンガにおいてもその権利の剥奪が効力を発揮するためには、個々の「サンガ」を包括した「釈尊のサンガ」のようなものがなければならないこと。
 - (5) 結集の羯磨を行って仏教の全出家修行者が共有すべきものとして「法」あるいは「律」を編集したのは、王舎城に住する摩訶迦葉をリーダーとする500人の比丘によって構成された個々のサンガの一つである「サンガ」であったけれども、この結集されたものが釈尊の教えとして権威を持つためには、それが「釈尊のサンガ」のようなものによってオーソライズされたものでなければならないこと。
- そしてさらに次のようなことも付け加えることができるであろう。

- (6) 釈尊の定められた「律蔵」の経分別に収められた俗にいう250条あるいは350条にわたる生活規定は、違反すれば罰に処すという形で、世界中の仏教の全出家修行者に遵守することを強制する。このような強制が実質的に効力をもちうるためには「釈尊のサンガ」のようなものが存在しなければならないこと。
- (7) 釈尊の定められた「律蔵」の韃度分に収められた「サンガ」の運営規則は、違反すれば罰に処すという形で、世界中に散在するすべての4人以上の比丘あるいは比丘尼からなる一つ一つの「サンガ」に遵守することを強制する。このような強制が実質的に効力をもちうるためには「釈尊のサンガ」のようなものが存在しなければならないこと。
- (8) 後に破僧には「破羯磨僧」と「破僧輪」の2種があるとされるようになった。前者はインド各地に散在する4人以上の個々の「サンガ」が分裂することであり、後者はこれら各地に散在する個々の「サンガ」を統括するような「サンガ」が分裂することを意味する。いうまでもなく後者はここにいう「釈尊のサンガ」のようなものを意味するものでなければならないこと。そして実は「律蔵」に収められる「コーサンピー韃度」は前者の破僧に関する規定を定めたものであり、「破僧韃度」は後者の破僧に関する規定を定めたものであるということが出来る。それは提婆達多が破僧したとき、「沙門ゴータマのサンガを破し、輪を破そうと言った (*samaṇassa gotamassa saṃghabhedam karissāma cakkabhedam*)」とされていることや、有信の人々は「どうしてあなたは世尊のサンガを破し、輪を破そうとするのですか (*bhagavato saṃghabhedāya parakkamissati cakkabhedāya*)」と憤慨したとされていることから明らかである⁽¹⁾。このように、破僧の二つの分類は後世になってからではなく、原始聖典の編集者もこの2種のサンガの存在を認めていたこと。
- (9) そしてそのサンガは、(8)に引用した文章の中にもあるように、「沙門ゴータマの

サンガ」とか「世尊のサンガ」と呼ばれ⁽²⁾、これは提婆達多が阿闍世王子に、「汝は父を殺して王となれ、私は世尊を殺して仏となろう (tvam kumāra pitaraṃ hantvā rājā hohi, ahaṃ bhagavantaṃ hatvā buddho bhavissāmi)」といったとされるように⁽³⁾、仏にならなければ奪えない、仏でなければ指導できないサンガであったということ。

以上が、今までの論文の調査と考察によって導き出された、「釈尊のサンガ」が存在しなければならぬという状況証拠である。

(1) 「提婆達多 (Devadatta) の研究」 本「モノグラフ」第11号 p.078 以下参照。

(2) 上記論文 p.072 以下参照

(3) この外に ‘bhagavato sāvaka-saṃgha’ という用語が多数見いだされるが、これは三宝の中の僧宝の内容を表すときに使われ、四双八輩をさす。

[2-2] このように状況証拠としては「釈尊のサンガ」のようなものが存在したに違いないと考えられるのであるが、その存在を明確に証拠立てるものが見いだせなかった。ただしこのような「釈尊のサンガ」に相当するものとして、今まで漠然と考えられてきたものは「四方サンガ」である。

しかしこの「四方サンガ」は、たとえそのような概念が存在したとしても、四方に広がる全世界の出家修行者を統合するようなものでなく、実際には「四方からやって来る現在あるいは未来に羯磨を行いうる条件下にあるサンガ」のことをいうのであって、しかも実際には「四方サンガ」という概念すら存在しなかったということは、「第2論文」において証明したところである。また仮に百歩譲って、今まで考えられてきたような「四方サンガ」なる概念が存在したとしても、もしそれが観念的なものであるとしたなら、上述したように、比丘・比丘尼の権利を保証したり、権利を剥奪したりする、現実に効力を発揮しうるようなものにはならない。「釈尊のサンガ」はある意味で「実体」を有する「組織的」なものであったとしなければならぬのであるから、これには相当しないと断言しなければならないわけである。

[2-3] またパーリの原始仏教聖典には「仏を上首とするサンガ」という言葉が見いだされるので、これが「釈尊のサンガ」をさすのではないかと考えられる。たしかにこれは仏が指導されていたサンガであるが、しかしこれは、4人以上の比丘・比丘尼から構成される一般的な一つ一つのサンガと同レベルのサンガであって、決してここにいう「釈尊のサンガ」ではないということを証明したのが「論文13」である。

[2-4] 要するに仏教においては、一つ一つのサンガの運営方法や比丘・比丘尼の権利・義務は、法律としてきわめて厳密に規定されているにも拘わらず、その背後にあるべき、一つ一つのサンガを統括する組織については、その存在を明確に証明することができないということである。

[3] 以上のように、状況証拠としては「釈尊のサンガ」のようなものが存在しなければならぬはずなのであるが、原始仏教聖典にはその存在を直接に証明する証拠を見いだすことができない。

したがって「釈尊のサンガ」がどのようなものであったかを書こうとする本論文は、先にも書いたように推論によるしかないわけであり、もし本論文が説得力を持つとすれば、本論

「釈尊のサンガ」論

文の推論を、読者諸賢が納得し、承認して下さるということしかないということになる。しかし筆者としては、「釈尊のサンガ」を以下のようなものとして推定・仮定することによって、今まで3つの論文において提示してきたすべての問題が過不足なくすんなりと理解できるので、この推論はすべて正しいものと信じることはいうまでもない。